

# 弊風とされた民俗

—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

和田 健

## 1. 本稿の目的

本稿は、農山漁村経済更生運動（以下「経済更生運動」と記す）において「弊風」そして「美俗」などの評価をされた生活習俗の社会的背景について考察することを目的とする。具体的には昭和10、11（1935、36）年に新規指定された茨城県内更生指定町村の農山漁村経済更生計画書（以下略して「更生計画書」と記す）を対象に、より踏み込んだ生活改善指針の記述から、どのような「村」のあり方を行政町村たる官は作ろうとしていたのかも合わせて検討する。

筆者はすでに昭和7、8、9（1932、33、34）年度の茨城県新規更生指定町村の更生計画書の特徴を記してきた〔和田2008、2011 a、2012、2014年〕。経済更生運動が始まった当初は予算的な裏打ちのない、節約を主眼とした「自力更生」を前提とする生活改善指針であった。節約も例えば「宴会でのお酒は節する」「婚礼で無駄な費用は使わない」「入隊營の際には多くのものが幟を贈って餞別を渡し土産を期待することを廃する」といった非日常における出費に対する指摘が、すべての更生計画書に見られる。ただ、経済不況の農村下においても冠婚葬祭、盆と正月など娯楽性のある行事に対して、極端に出費を控えることには実行性の乏しいものであったと推測される。また入退営での村内の行事は、1940年代以降の太平洋戦争突入、大政翼賛体制における厳しい戦況における出征とは違って、1930年代後半は戦勝機運を感じる状況下で、出征退役が祭礼的な慣習としてできあがり、出費が拡大する状況下であったと思われる。

昭和7年、8年度の更生計画書ではあくまで努力目標的な特徴を持った生活改善指針も、昭和9年度新規指定村では具体的な督励方法が多く記される

ようになる。例えば更生計画書の末尾に実行を約束する署名捺印を行う、実行事項が書かれた張り紙をして、誰にでも見えるようにして確守する雰囲気を作るなどである〔和田 2014年 91-119頁〕<sup>1)</sup>。

さらに踏み込んで昭和10、11年度新規指定町村の更生計画書からは、組織的な督励実行とそれを明文化させる記述が見受けられる。そして否定的に評価した生活習俗（「弊風」「陋習」など）と新たに作り出そうとする生活習俗（「美風」「美俗」など）の記載が多く見かけるようになる。本稿では更生委員会側が否定的に評価した「弊風」「陋習」などといった民俗そして肯定的に「美風」「美俗」といった評価をした新たな民俗の持つ意味を合わせて考察したい。

## 2. 昭和10、11年度新規更生指定町村の特徴

### (1) 茨城県版昭和10、11年度新規更生計画書の書誌的特徴

すでにこれまで筆者の拙稿でも紹介しているが、対象とする資料の特徴を簡略に記しておきたい。対象とするのは『昭和10年度農山漁村経済更生計画書』『昭和11年度農山漁村経済更生計画書』で茨城県経済部が各年度単位で県内新規指定町村の更生計画書を集約したものである。各指定町村の更生計画書は、当然その行政単位の経済更生委員会で策定し、印刷されたものは町村内関係者あるいは各戸に配布されているものであるが、本稿で対象とするのは茨城県が集約したものである<sup>2)</sup>。この資料は昭和10年度で20、11年度で14の新規指定町村の更生計画書が収録されており、合計34町村の新規更生計画書を本稿では対象とする。茨城県版にあるものと各町村の原本の違いは、現存している各町村版の原本と比較すると、町村長による緒言と基本調査の数量的データが茨城県版では省略されている。

茨城県版各年度版緒言で「編集の都合により基本調査を省きたり」とあり、更生計画を立てる際に実施された収入支出そして負債額、納税額、未納税額そして農業等生産に関わるこれまでの成果、そして日常、非日常含めた家計の収支を捉えた調査の結果が省かれている。しかしながら基本調査の結果は完全に更生計画書から省かれているものではなく、新規指定の場合5ヶ年計

弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—画で達成度を記す記述の中に基本調査のデータを使った記述で掲載されている。例えば葬式の諸費用を2割削減して5年間の節約高を出す記述では、基本調査で把握された1回あたりの葬式費用の平均額が記されて、新規指定年度からは2割削減した費用を年度ごとに額を入れ、5ヶ年でどれくらい節約できるかを数値化して記しているものである。つまり計画書本体には基本調査のデータが詳細に活用されているものが多くあり、こちらも現存する各町村版の原本と比較すると、おそらくすべての基本調査の統計データを更生計画書巻末に載せている、あるいは別冊で綴じているものを省略していると考えられる。しかしながら茨城県版では、計画の基本骨子およびその中の記述に関しては、省略したとされる記載もないこともあり、計画そのものの詳細は、収録されていると判断してよいと考えている。

## (2) 更生計画書全体構成の特徴

各町村の更生計画書の書式は、巻末【表1】【表2】に示した「計画書の書式・内容の特徴」の列に記したとおりである。すべての町村が全く同じフォームではないが、おおむね以下の大項目および中項目に分けて記載されている。大項目として「一、本村の概況」「二、経済更生計画」「三、経済更生計画実行に依る利益計算」「四、経済更生計画実行の督励方法」に分けて記載されている。記載内容の特徴を簡単に紹介しておきたい。

まず冒頭には「一、本村の概況」の大項目が記される。ここでは指定町村の地勢的特徴、主な生産物、家計調査による収支の額、負債額などが記され、何故に更生指定を求めたかについて記述されている<sup>3</sup>。次に「二、経済更生計画」の大項目を立て、ここが計画書の本論となる。ここに記載されている中項目は、順番や各部の呼称が違っているものもあるが、「第一 総務部」「第二 経営部」「第三 経済部」「第四 社会教化部」の4つに分けて記載されている。

各町村の経済更生委員会は、役場、農会、産業組合そして学校など関係各所から参加した委員を中心に計画立案そして実行指導にあたる。その具体的な役割が各部に分かれた記述である。すべての町村の更生計画書が各部きれいに分かれて作られているわけではないが、おもに以下のように分担されて

書かれている。

「第一 総務部」はおもに役場所掌の業務であり、収支、負債等数量的な基本調査を担い、更生計画の全体像を見る記述が中心である。「第二 経営部」は、農会関係の委員が担うところが多いが、おもに農業生産に関わることを中心に作付奨励したい作物の提案、共同で同一の品種を作り収益を上げることの奨励そして新品種の栽培を品評する競作会の実施による先進的な生産技術、知識の町村全体での共有をめざす記述などがあげられる。「第三 経済部」はおもに農産物の流通、共同での肥料の購入など産業組合が担う内容が策定されている<sup>5</sup>。そして本稿が対象とする「第四 社会教化部」である。おもに学校あるいは役場からの委員により策定されているようであるが、ここでは大きく「精神作興」と「生活改善」の2つに分けて記載されている。精神作興では、国威発揚のための行動の奨励、例えば敬神崇祖、勤労愛好、共同互助を掲げ、具体的な施策が記されている。そして「生活改善」は、おもに冠婚葬祭等社交儀礼の改善、入退営時の贈答交換の禁止、保健、衛生環境の改善を中心に書かれている。冠婚葬祭等、社交儀礼に関わる冗費を防ぐ具体的な取り決めに踏み込んで記載されているのが、昭和10、11年度計画書の特徴でもある。

そして具体的な計画案のあとに記される大項目が「三、経済更生計画実行に依る利益計算」である。こちらは大項目を立てず巻末に収益額を表にして数値のみを載せているものもあるが、具体的な計画に基づいた各年度の目標設定が記されている。例えば婚礼の費用を1回あたり1割削減できたならば、1年間に町村全体で行う婚礼回数を基本調査年度の回数をもとにして、どれくらいの節約額になるか<sup>6</sup>。また新しく耕地を作る開墾計画が記されているならば、各年度で拡大する耕地による収益見込みを記載するなど、数量的な見込みが記されている。

そして最後に「四、経済更生計画実行の督励方法」の大項目では、計画が絵空事にならないための具体的な進め方についてふれられている。たとえば村報、産業組合報など定期刊行物の公刊、協議会や部落集会の定期的な開催、戸主会、農家実行組合での更生計画実行の確認などの記述が中心である。これらの収益計算および督励方法を明文化しているのは昭和10、11年

弊風とされた民俗―更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼―  
度新規更生指定村計画書には多数見受けられるのである。

### 3. 「弊風」「陋習」と表記される生活習俗、「美風」「美俗」と表記 され創造する生活習俗

#### (1) 困習、弊風、陋習という記述

昭和7～9年度の新規更生指定町村と10、11年度での記述の違いは、より踏み込んだ具体的な生活習俗への指導といえる。前者が節約の呼びかけと自力で行うことを掲げる記述が中心であったが、後者はさらに踏み込んでいかに改善するかを示している。そして旧来の習俗を否定的に評価する「困習」「弊風」「陋習」という表現が、「社会教化部」の中項目の序文あるいは結文で多く見かけるようになってくる。

例1 「農村は其の耕耘其の経営其の生活に於いて永き困習を踏襲して時代の進運に伴はざるが故に其の改善を要する事は必至なるも唯其の叫のみにして実行の伴はざる現況は共同施設共同経営の発展せぬ所以であり生活改善の実の挙らざる所以でもある」(昭和10年度 西茨城郡岩間町)

例2 「簡素にして而も人情厚き農村生活の特色なり然れ共現時農村の生活は極めて複雑多岐に亘りて農村本来の生活に悖るもの少なからず、然も之等幾多の弊習は困習久しき容易に排除すべきものあらざれば村民相協力し村民相互の生活上の無駄を排除し農村本来の新なる生活様式を工夫し実行し生活の改善を期せんとす」(昭和10年度 行方郡玉川村)

例3 「時間を空費する弊風を打破し村会を模範とし各種会合の時間を厳守すること」(昭和10年度 稲敷郡安中村)

例4 「即ち精神的に根本から革新し総ての陋習を捨て真実な郷土人となり大和民族の特有たる一大勇猛心を發揮し祖先伝来の此郷土をして理想郷たらしめんには各々が其の本分を全ふするにありと信す」(昭和11年度 結城郡豊田村)

例5 「生活改善は農村更生上の重要関心事なるを以て、時代の趨勢に伴ひ数年前より各家庭、各種団体に於いて夫々自覚的に実行し着々改善の緒に就き

つつありと雖も因習の久しき為不合理なるもの陋習と認めらるるもの依然社会的に個人的に生活に浸潤して尚改善を要する部面数少なからず、(後略)…」(昭和11年度 筑波郡福岡村)

(傍線は筆者による)

『日本国語大辞典』によると、「因習」は「(1)昔からの習慣、作法や風習をうけつぎ従うこと。(2)昔から続いていて、現在では弊害が生じているようなしきたりに無批判に従うこと。また、そのようなしきたりや風習、「弊風」は「悪い風俗・風習。弊俗。悪風。悪習。」とあり、「陋習」は「いやしい習慣。醜いならわし。悪い風習。」と記されている(『日本国語大辞典』小学館)<sup>7</sup>。「因習」はやや柔らかい解釈といえるが、これら3つのことばが絡んだ表現は、長くつづいてきたある生活習俗に対して否定的な評価をして改善を促そうとする意図を持っている。例1の西茨城郡岩間町のように「…(前略)…永き因習を踏襲して時代の進運に伴はざるが故に其の改善を要する事は必至なるも唯其の叫のみにして実行の伴はざる…(後略)…」とあるように、いくら生活習俗の改善の必要性を理解しても「唯其の叫のみ」でかけ声倒れであることを意識して、一步踏み込んだ指針を示しながら改善をすすめる姿勢が伺えるのである。旧来の生活習俗に対する否定的な評価をしたうえで、では具体的にどのように改善するかという記述へと導くのである。

## (2) 美風、美俗の創造

「陋習」などと評価をする表現と相対するかたちで、「美風」「美俗」などと肯定的な生活習俗の提案もあわせて記述される。

例6 「全村和合偕楽の気分を作り慰安と親和とを兼ねて一層更生運動を鼓舞し、純風美俗の養成、清操の陶冶に資せんとす 実際の施設 花見会、運動会、収穫税、鎮守祭、余興、映画会、会食、ピクニック各種発表会等」(昭和11年度 鹿島郡徳宿村)

例7 「3、郷土愛の精神強調 郷土の先賢を尊敬し郷土の風色を愛し、常に郷土のために犠牲、精神を致すの美風を作ること」(昭和11年度 新治郡

弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—  
戀瀬村)

例8 「醇風美俗の発揚 イ、農村行事の保存 ロ、共済協力の強調」(昭和11年度 稲敷郡浮島村)

例9 「(前略) 精神作興に努め以て質実剛健隣保共助の醇風なる民風樹立に邁進せんとす」(昭和11年度 筑波郡福岡村)

(傍線は筆者による)

「美風」「美俗」の表現で共通してみられることは、「共同、共有」そして「郷土愛」の発揚との関わりである。例6の徳宿村のように、花見、運動会、会食などは村民全体で共同化し社交の場を積極的に作ろうとする提案、そして醇風美俗、民風樹立には「隣保共助」や「共済協力」を求めている点も、当時崩れかかっていたであろう「むら意識」をもって、各戸、各人が相互で責任を持たせる仕組みを、更生委員会側から再編成するねらいがあったものといえる。その仕組みが更生計画のむら上げての行動実践につながる精神的基盤である、と捉えたからであろう。

大正から昭和初期にかけて、すでに各農家経営における労働は賃金対価を前提とした有償を前提としたものが増えてきたにも拘わらず、簿記を使わない家計管理が十分ではない農家が多かった。無用な労賃の支出を抑える意味でも、今一度無償の労働交換を前提に「隣保共助」「共済努力」する仕組みを作り、さらに納税や貯金もその共助の中で行うことで、より高い効果を上げようとしたと考えられる。そのための新しい生活の提案と捉えられる。では具体的にどのようなことが「美風」「美俗」などと肯定的に評価する生活習俗だったのか。以下「弊風」「陋習」などにあたるものを廃していく具体的な指針と合わせて紹介したい。

#### ① 年始廻礼の廃止、年始会の開設、更生記念日の制定

〔年始廻礼の廃止、年始会の開設〕 悪い慣習としてそれを廃止し、新たな慣習にするようすすめたもののひとつに、年始廻礼の廃止と、部落単位の年始会創設の提唱が上げられる。

例10 「年末、年始の回礼はこれを廃止し、本村を北部、中部、南部に分け毎年旧一月元日を期し学校に集まり一人金十銭位の会費を以て年始会をなすこと。」(昭和10年度 新治郡葦穂村)

例11 「従来の年始回礼を廃止し、各部落毎に新年宴会を開催し諸般の協議をなすこと 宴会は務めて簡素にすること」(昭和10年度 筑波郡小張村)

例12 「年始回礼の廃止 年賀は元日神社に於て元旦祭を執行し神酒に依り回礼を廃止すること」(昭和11年度 東茨城郡下中妻村)

例13 「鎮守祭礼其の他招き合いを廃止できるだけ節約」(昭和10年度 真壁郡嘉田生崎村)

例14 「年賀回礼を廃し、神前等に於て簡単なる年賀会催すこと」(昭和11年度 多賀郡高岡村)

(傍線は筆者による)

例10、11では、近隣の組合、実行組合といった任意性の強い集団ではなく、行政区分的に分けた地区で集合し新年会をし、諸々の協議の場とすること、そして会費制などで合理的な運営を行うことが記されている。そしていわゆる招き合いとなる年始廻礼の代わりに村の鎮守を中心とした集まりにすることが記される<sup>8</sup>。村を一体化させるための神前での集合により、更生計画の実行を推し進め、団結意識をより強化する場とすることを目的としているのである。

**[更生記念日の制定]** また行政町村内での定期的な行事として奨励しているものに、更生記念日の制定が上げられる。

例15 「新年2月11日に更生記念日とし、村民の会合を催し、計画実行の優秀者の表彰を行う」(昭和10年度 東茨城郡山根村)

例16 「毎年六月二十七日を更生記念日と定め町村民全体の会合を催し前年中の更生計画実行の成績を発表し各自反省研究の資とし更に其の年に於ける実行事項を説明して一般の奮起を促すこと」(昭和11年度 行方郡大和村)

例17 「更生記念日は毎月30日(2月は28日)」(昭和11年度 猿島郡生小菅村)



弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

例18 「更生記念日 毎年二月十一日を更生記念日と定め当日は村民毎戸農産物を持ち寄り神前に供陳し執行し村民の慰安記念日と定め更生意識の更新を図ること」(昭和11年度 北相馬郡文間村)

(傍線は筆者による)

これらからわかるように更生記念日の日には、各町村で決められており統一されているわけではない。この更生記念日の制定は、更生計画の実行進捗を相互に確認し合う場として設けようとしたものである。単なる記念日ではなく、実行の相互啓発、相互監視的な場を設けて鼓舞していこうとする更生委員会側からの新たな年中行事の設定といえるのである<sup>9</sup>。

年始会の創設や更生記念日の制定は、更生計画の実行を強化することが大きな目的である。それと同時に以下の2点が大きく関連する。

ひとつは、四大節のひとつである四方拝とむらの結束を高める場の運動である。年始会を新たな共同の場とし、さらに例12のような神前での集まりとすることで、行政町村上げての鎮守での祭礼と捉えられる。国家行事である四方拝と行政の単位で行われる年始会の運動は、国と各指定町村を系統化される礎とみることもできる。

もうひとつは、共同の場を増やし結束することの奨励である。年始会や更生記念日の新たな提唱のほかに、更生計画書では共同作業場・農業倉庫の増設、種苗・肥料の共同購入そして収穫物の共同出荷の奨励の記述が経済部の中で紙幅を割いている。更生指定町村内の家々の結束、共同の場で作業を行うことを奨励する記述が多くなるのである。昭和10、11年度の記述では共同団結、行動を奨励する指針が多く記されており、その中での新たな慣習の奨励として年始会と更生記念日は位置づけられるのである。

## ② 式服の用意

婚礼や成長の祝いなど、通過儀礼としての出費に関わる指摘は、更生運動当初よりされている。昭和10、11年度の更生計画書では、村費あるいは部落の共益費などを使って式服を共同で使えるように用意し、家計に占める交際費を軽減することを示す例が出てくる。

例19 「女子青年団等においては式服を持参することを廃止し共同式服の調製をなし調度費の節約をはかること」(昭和10年度 東茨城郡 西郷村)

例20 「紐解の式服は学校服を以てなすこと、紐解祝(陰曆十一月十五日)には共同宮参りを行うこと」(昭和11年度 稲敷郡浮島村)

(傍線は筆者による)

例19では、婚礼に参加するための式服を個別に新調しない旨記される。更生計画書には昭和7年度より兵士の入退営時に、軍服を個々の家で作らず、村費、部落費で新調する例は見受けられるが、女性、子どもの行事において式服に関わる具体的な言及が、昭和10年度以降の計画書で見受けられる。また例20の浮島村では「3、醇風美俗の発揚 イ、農村行事の保存 ロ、共済協力の強調」と更生計画書に記載し、美しい習俗として高められた農村行事の保存を唱えている。旧来の農村行事に新たな式服の共同化を奨励し、また共同宮参りといった新たな慣習の創設により「美風」「美俗」というとらえ方で町村民に提案している事例といえる。

### ③ 葬儀の具体的な運営改善指針

社交儀礼の中で、最も紙幅を割いているのは葬儀に関わることである。もちろん葬儀の費用をいかに抑えるかが目標ではあるが、「節約しましょう」という呼びかけではなく具体的に何をすればよいかを、それぞれの生活習俗に触れながらより踏み込んだ実践事項が記されている。

【葬儀の報せへの規制】 葬式の通知に関しては、できる限り報せ人が出向かずに郵便、電報等の通信を使い、仮に出向いたとしても、一人で行くようにすすめられている。

例18 「葬儀の通知は一人とし遠方の場合には電報とす」(昭和10年度 久慈郡西小澤村)

例19 「葬儀の通知は可成手紙を以て発すること飛脚となす場合と雖も一人たること」(昭和10年度 鹿島郡息栖村)

弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

例20 「葬儀通知は脚夫を廃止し郵便を以て行ふこと」(昭和11年度 西茨城郡北川根村)

例21 「へ、葬儀の通知は一人とし遠方の場合は電報とす」(昭和10年度 久慈郡西小澤村)

これらの諸事例は、告げ人、報せ人と行った報せを行ったものに対する接待、振る舞いの慣習が冗費につながることを踏み込んで書いたものである<sup>10</sup>。例えば例21の西小澤村のある常陸太田市刊行の『常陸太田市史 民俗編』に葬儀の報せに関わる記述がある。

「飛脚は「二人で行かないと悪魔に襲われる」というので、遠方へは坪内の者が二人一組で、葬式の日取り（日時）を知らせに行く。近親者の家へはちょうど昼の刻限になるように行く。「お知らせにありがとうございました」というと、丁重に礼を述べ、酒肴で接待する。草鞋銭（飛脚の足代）も最近はガソリン代とよび名も変わり、さらに電話加入者の増加にともなって、電話ですませるようになった」[常陸太田市史編さん委員会編 1979年 a 537頁]。

この記述は西小澤村とともに常陸太田市に合併した旧高貫町の事例であるが、おそらく広範囲に行われていた生活習俗であろう<sup>11</sup>。葬式を出す当家そして親族の費用負担をできるだけ抑止するために踏み込んだ指摘といえ、いわゆる陋習とみなした上で、更生計画では改善を求めたものといえる<sup>12</sup>。

【葬具の共有と活用】 葬具の共有化については、1920～30年代にかけて村、組合あるいは講仲間などを単位としてすすめられているが、茨城県では経済更生計画の中で指定町村を中心に普及をめざしていることがわかる。また茨城県は、経済更生計画とは別立てでありながら連動させた施策として、県下農家組合の再編と組織網羅をすすめている。森田美比への当時茨城県農林技師であった桜井茂男からの書簡によると、桜井は「計画の実行には、どうしても近隣が力を合わせる事が大切だと言うので、当時ポツポツ部落等で行われていた、実行組合とか共同組合の名称で生れた実行機関を全町村に

設置せしめる必要を感じ、県は五年計画で全県下に六〇〇〇組合（一組合大体二〇戸程度）を設置するための予算六万円（当時としては大金でした）を計上し、之を県農会を通して各町村に助成することに決し、名称は農家組合と統一することにして、県と農会が協力をして、その設置を奨励した結果、数年にして大体各部落に設置されました。」と記しているという〔常陸太田市編さん委員会 1979年 b 11頁〕。茨城県では、この農家組合を単位として葬具を共有し運営する事例によくであろう。葬具の共同所有に関わる費用は、更生指定町村が、計画の進捗が良好と評価され特別助成を受ける対象となったときに費用を捻出した事例もあるが、以下示す例22、23、24のように農家組合の再編をもとに、その単位で葬具を揃え共有し効率的な運営をめざした事例が一般的ではなかったかと思われるのである<sup>13</sup>。

例22 「葬具はその字又は組合に於いて設備し共同使用すること」（昭和10年度 久慈郡久米村）

例23 「葬具調度は可成部落単位に備ひ共同利用の途を講ずること」（昭和11年度 久慈郡 染和田村）

例24 「…（前略）本村にては風習に依り競争的に葬具に多額の費用をかけ之が為莫大の経費を費す處少なしとせず依って本村の各部落に共同葬具を設備し葬儀費の減少を期す」（昭和11年度 結城郡豊田村）

例25 「可成共同葬具を設備し使用料は一円以内としこれを貯蓄し葬具の改造修理に費用を充つ」（昭和10年度 鹿島郡 息栖村）

（傍線は筆者による）

そして例25のように、葬具使用による費用の捻出と今後の利用方法にまで言及しているところもあり、共有葬具の運用に対しての一步踏み込んだ生活改善指導と捉えることができる。

〔葬儀に関わる旧習の改善奨励〕 葬儀に関わる旧習は、先に示した報せ人に対する接待以外でも、葬家そしてその親戚に対しての金銭的、時間的負担を軽減する改善指針が示されている。

弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

例26 「ホ、葬儀の贈物は金銭穀類に止め菓子行器等は之れを廃すること」  
「リ、七日目は葬儀翌日とし近親及隣家に止め最も質素を旨とすること」(昭和11年度 西茨城郡北川根村)

例27 「二、忘日祭（七日、三十五日、百ヶ日）等の墓参は隣家親族に限るも之に対しても赤飯、菓子など特別茶菓を準備せざること。」(昭和11年度 那珂郡五台村)

(傍線は筆者による)

葬式で最も近い親戚が重箱、行器（ほかい）に赤飯をつめて葬家に贈るホカイノツキアイという慣習があるが、経済的負担がかかること、そして供養の各段階で出費を伴う慣習に歯止めをかけようとしている。特に忘日祭については、昭和9年度に新規指定された稲敷郡木原村更生計画書でも「従来の慣習上行われつつある組合内の親戚中弔祭ある場合組合内多人数出頭せざること」とありながらも、すべての忘日祭、弔祭において近隣の家々が繰り出し酒肴の振る舞いが葬家よりされることを禁じようと記されている[和田 2014年 102-103頁]。けして昭和10、11年度の更生計画書に見られる新味の特徴とはいえないが、参加者の範囲が拡大することによる振る舞いの費用そして近い家同士の関係に対して大きな負担をかけることを、今一度生活改善指針として提案しているものである<sup>14</sup>。

【酒を伴う習慣の取り決め】 報せ人への接待、忘日祭での接待に加えて、葬式での酒を伴う慣習への立ち入りについては、

例28 「陸尺以外の者は飲酒せざること酒類の饗応並に引物香典返等は廃すること」(昭和10年度 久慈郡久米村)

例29 「酒代は全部組合に寄付し之れを積立つるものとす」(昭和11年度 西茨城郡北川根村)

(傍線は筆者による)

墓掘りである陸尺のみ飲酒を認める事例、酒は飲んでも飲み代は農家組合

の運営費に充てるよう工夫する事例など、節酒、禁酒を守ることが難しい中で、実行可能なレベルで生活習俗に立ち入り改善を求めている。飲酒については、葬儀に関わる旧習だけでなく、ほかの旧習においても生活改善指針として記されているものも多い<sup>15</sup>。

#### ④ 婚礼に関わる具体的な運営改善指針

婚礼にかかる諸費用を抑える改善指針は、葬儀の運営と同様、更生運動初年度より出されているものである。

例30 「結婚費のために負債をなすが如き事はなさざること」(昭和11年度 久慈郡染和田村)

(傍線は筆者による)

染和田村の更生計画書のみならず、婚礼で家計を越えた出費をすることをいさめる記述は、それだけ出費をおしまない婚礼のあり方がつづいていたと伺えるが、より具体的に出費を抑える指針を出して確守を求めている更生計画書もある。

例31 「一〇 婚約をなすに当りてはあらかじめ本規定を先方に示し承認を求め置く外家長は招待人数及献立の概要を農家組合長其の他適当と認むるものと協議し実行を確保すること」(昭和10年度 神栖郡息栖村)

例32 「時間を守り婚礼の式宴は徹夜にわくる弊習を改めること(媒酌人の協定を要し各町村の連絡を必要とす)」(昭和10年度 北相馬郡高井村)

(傍線は筆者による)

例31の息栖村は、具体的な社交儀礼に関わる生活改善指針の明文化を更生計画とは別に早くから提案しているが、「婚礼十則」を婚家に示してあらかじめ承認を求めるよう指示している。また婚礼の段取りにおいても、当家同士でのやりとりではなく、農家実行組合など組織的な協議を経ての実行の遵守を求めている<sup>16</sup>。

弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

また例32の高井村も、更生計画とは別にすでに生活改善規約を策定しており、媒酌人が当家同士の協定を確認し、当家を越えた組織において連絡を通すところまで踏み込んでいる。いずれの例も当家だけではなく部落あるいは農家組合そして町村単位にまで周知確認をさせる仕組みを提案している。

例33 「…式後婚家に於て祝杯を交換するに止め式の翌日隣家親族の主婦を招き茶の会を催す但し孰れも引物見舞廻り及衣装の着換掛は廃止す」(昭和11年度 那珂郡五台村)

例34 「結婚式其の他の行事は必ず其の日の中に終了すること、婚約の際は双方の健康状態を調査すること」(昭和11年度 稲敷郡浮島村)

(傍線は筆者による)

例33、34は、数日に渡る婚礼をより短縮させて行うことを奨励している。婚礼は一生に1回が通例とはいえ、家の経済力を越えた出費の制約をかけるようとしていることが伺える。

#### ⑤ 衛生、保健、貯金に関連した講集団の役割

旧習とされた生活習俗の改善に加えて、新たな生活知のあり方を問う記述にも紙幅が割かれている。例えば衛生に関わることでは、台所の採光の工夫や水回りの衛生管理、換気の必要性を述べたもの、また保健関係では救急療法に関する知識の普及そして栄養改善に関わる知識の奨励が記されている。

例35 「イ、各字に救急薬を備付おく(費用は同情金による)」「ロ、農村栄養改善に努むること(観音講、庚申講を利用)」「ハ、救急療法を一般へ普及させる(一般家庭に)」「ニ、井戸、井戸流を改善すること」「ホ、厕所肥料堆積所の改善」(昭和10年度 結城郡宗道村)

例36 「一、貯金の奨励、3、仏前貯金、主婦を中心として毎朝各戸に於て一日分の飯米中より一定の容器に白米を容れ仏前に供へ之を不動講又は観音講等に持寄り換金し貯金をなさしめること」(昭和11年度 北相馬郡文間村)

(傍線は筆者による)

保健、衛生の知識を普及させ、それらの活動を広げる母体として小学校、青年団、女子青年団を上げる更生指定町村もあるが、傍線のように旧来の講集団を活用しながら、これらの活動をすすめていく例もある。例36は保健、衛生のみならず貯蓄についても講集団を活用した女性の役割を明文化した事例といえるのである。

#### 4. 小括と今後の課題

昭和10、11年度の新規指定町村の更生計画書に見られる記述は、郷土愛、鎮守の前、四大節の遵守などにより、むらの結束を求める記述が多く現れる。共同で作業をする、出荷する、肥料を購入するなど農家組合あるいは部落単位での行動を求める記述が「経営部」「経済部」の記述からも多く読み取られる。そして「社会教化部」における生活改善指針の記述では、「陋習」「弊習」などの否定的な見方を行政町村が規定して、より一步踏み込んだ具体的な改善を提案する傾向を読み取ることができる。年始廻礼の廃止と新たに部落単位で行う新年会開催の奨励は、この当時の新たな生活習俗の提案として読み取れる。式服を用意し、各家の家計における臨時の被服費を節約することや合同で紐解き祝いのお宮参りをする、葬儀で使用する膳腕小屋の設置と運営のあり方に言及することも、合同での新年会と合わせて、新たな共同と結束を求める生活改善指針と読み取れるのである。

また女子青年団、軍人会、青年団、青年学校そして小学校など行政町村内のあらゆる組織が、いかに更生計画に関わるかにもふれている。町村内に種々ある組織単位で、更生計画を実行し結束する方法および経済効果について言及している。自力更生主体の記述（昭和7、8年度）から、改善指針を明文化し署名捺印し確守する方法の登場（昭和9年度）そして具体的な組織的運営方法に加え「陋習」そして「美風」と位置づけた姿勢がはっきり現れてくるのが、昭和10、11年度新規指定町村の更生計画書に記載された生活改善指針の特徴といえるのである。すでに4、5年目を迎えた経済更生運動の更生計画書は、努力目標からより実効性を高める介入へと記述を深めていったのである。



弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

最後に本稿で示すことができなかつたことと関連させて今後の課題を記したい。ひとつは、各町村における民俗誌的な調査資料との照合である。新年会にしても膳腕小屋の設置にしても葬式の報せにしても、更生計画書に記された指針と現在にいたるまでの事情を照合させていく必要がある。本稿でも適宜、公刊されている民俗調査報告書、自治体史と照合させてきたが、より動態的な現状をここまで渉獵した更生指定町村を対象に考察していく作業が必要であり、今後の課題としたい。

もう1点は、満州分村との関わりである。ここまで筆者は昭和7~11年度の更生計画書を渉獵する作業を行ってきたが、明確にかつ具体的な満州分村を目標指針として記述したものはなかつた。そのなかで昭和11年度新規指定の結城郡豊田村は、更生計画書の「総務部」所掌の記述で「移民計画」として項目を立て以下のように記している。

例37 「本村に於ける人口は毎年三十余人の自然増加を見るも耕地の狹隘より農耕に従事するもの殆ど無く他に職業を求め向都離村の現況に鑑み国策として実行せる満州移民を極力勸奨し北滿の沃野に第二の豊田村建設を企図し毎年過剰人口の昇華は移民に振向け十五ヶ年内に一百五十戸を移植せんとす」

(傍線は筆者による)

茨城県では、満州への分村施策について比較的消極的な姿勢の町村が多かつたといわれるが、日中戦争前の昭和11年度より計画書に出てきた背景、そしてむらを一体にしていく姿勢について、こちらも動態的な様子を取材、調査していく必要がある。今後の筆者が行うべき課題として記しておきたい。

(本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究C「戦時体制下の公的施策と民俗—経済更生・生活善各運動の同時代的交差からの検討—」(研究課題番号：25370934、2013~2015年)による成果の一部である。また日本民俗学会第66回年会(岩手県立大学)(平成26年10月12日(日))において研

究報告した内容（発表題目は本稿と同題）を下敷きにしたものである。）

### 【参考文献】

- 神栖町史編さん委員会編『神栖町史 下巻』神栖町 1989年
- 北茨城市史編さん委員会編『北茨城市史 下巻』355-357頁 1987年 北茨城市
- 常陸太田市史編さん委員会編『常陸太田市史 民俗編』常陸太田市 1979年 a
- 常陸太田市史編さん委員会編『昭和初期旧農政史料—旧幸久村の経済更生計画』常陸太田市 1979年 b
- 柳田國男『葬送習俗語彙』1937年（1975年国書刊行会再刊）
- 和田健「農山漁村経済更生運動初年度における生活改善事項と民俗的慣行との関わり—昭和七年度茨城県指定村の事例より—」（茨城県立歴史館編・発行『茨城県史研究』第92号）2008年
- 和田健「農山漁村経済更生計画書に見られる生活改善指導と民俗的慣行—昭和八年茨城県更生指定町村38の事例から—」（千葉大学文学部編・発行『人文研究』第40号）2011年 a
- 和田健「石黒忠篤と民俗学周辺」（国立歴史民俗博物館編・発行『国立歴史民俗博物館研究報告』第165集）2011年 b
- 和田健「農山漁村経済更生計画第1期後期に見られる生活習俗・社会教化の諸相—昭和9年度更生計画書を中心に—」（千葉大学文学部編・発行『人文研究』第41号）2012年
- 和田健「生活改善規約を持った更生指定村—より強化された生活習俗の系統化—」（千葉大学文学部編・発行『人文研究』第43号）2014年

### 【註】

- 1 例えば昭和9年度新規指定された筑波郡十和村では、更生計画書の末尾に戸主の署名捺印をする欄があり、更生計画の記載事項を戸主に確守することを求めている。戸主に誓約書を書かせることで確守させる姿勢がうかがえる。
- 2 茨城県が各年度単位で集約したものは、昭和7年～12年度まで茨城県立歴史館で写しが所蔵されている。原本に関しては個人蔵で昭和9年度のものが同歴史館に収蔵されている。

弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

- 3 なぜ更生指定村になったかについては、「一、本村の概況」から独立させて「二、経済更生計画の理由」（昭和10年度 結城郡宗道村）、「二、経済更生樹立を必要とする理由及目的並に主要事項」（昭和10年度 東茨城郡西郷村）として記されているものもある。
- 4 経常部と記しているところもある。
- 5 この他にも各町村の計画書でふれられているもののひとつに、自家製醤油を作り、家計での調味料節約を奨励していることがあげられる。
- 6 例えば昭和10年度的那珂郡上野村の計画書には「本村一カ年の婚儀数は五十回前後にして身分不相応なる支度の調度をし…」 「冠儀に類する回数は本村を通じて一カ年間百五十回あるものと認められ（此の経費七〇〇〇円）…（中略）…一回数に付経費の一割を節約すること」「葬儀は本村中にして一カ年六十回回忌供養六十回計百二十回の執行あり此の経費概算七千二百円也…（中略）…其の一割の節約をなすものとす」とある。1回あたりの各社交儀礼の経費の1割削減を示し、具体的な目標設定を記載しているが、どれだけ明確な費用削減の実効性があったかは疑問である。
- 7 日本国語大辞典はweb版「Japan Knowledge」より、<http://japanknowledge.com>（2014年10月1日閲覧）
- 8 統一的な年始会の推進以外にも行政町村内で行われる祭礼の統一開催を述べているものもある。昭和11年度の真壁郡雨引村では「ハ、年賀合同祝宴年始廻礼廃止」「二、本村各字鎮守の例祭日統一、十一月二十三日」「ホ、祇園祭の統一」とあり、祭礼関係の村内統一を大がかりで行うことを明示している。
- 9 昭和10年度多賀郡関南村では「毎年一月一日宣誓式を更生記念日と定め各戸に国旗を掲揚し前年中の更生計画実行の成績を発表紹介して各自反省研究の資とし更に其の年に於ける実行事項を説明し一般の奮起を促す」とある（このことは〔北茨城市史編さん委員会編 1987年355-357頁〕も参照した）。このように集会と更生計画の宣誓を一体化させて行市町村単位で鼓舞していこうとする姿勢を更生記念日で表象しているといえる。
- 10 報せ人に対するの振る舞いの抑制は、拙稿で昭和9年度指定の新治郡中家村の事例で示した。2人で報せにきた告げ人は、必ず通知を受けた親族の家でごちそうになり、お金を包んでもらう慣習である〔和田 2014年 104頁〕。
- 11 『葬送習俗語彙』には「二人使い」の項目で記されている。「喪に入っの最初の事務の一つは、一定の親戚へ知らせの飛脚を立てることで、多く組合近隣の者が是に任ずる。この計報に赴く者が二人であることは、不思議と全国で

- 共通している。」「何故に必ず二人行くかの理由は、まだ名称の方からは之を窺ふことが出来ない。奥州の九戸郡では、一人で行くくと死人が後からついて来る。故にもし一人で行かねばならぬ際には、釜を下げていくといふ。是は其ままでは会得し兼ねるが、使に行く者は本来「忌」に参加せぬ人であり、知らせる相手方は之に関して、当然に忌のかかる人であることを考へると、或いは二人ということは忌の力に対抗する趣意とも解せられる。[柳田 1935年 8頁]。このように2人で行く理由については、柳田がこの本を刊行した1935年、つまり更生運動が行われていたこの時期においても確たる理由は特定しがたいことがうかがえる。また「小縣郡の告げ人は提灯を持って二人で行き、告げられた家では必ず酒を出してふるまふ例である（長村郷土資料）。上伊那でも是をツゲニユクといひ、告げに来た者には例え茶一杯でも、何か飲食させて返すことになて居る（民学、四ノ三號）」[前掲書 10頁]とあり、何かしらの報せ人への振る舞いに関しては、広く行われていたと考えられる。
- 12 また「農村では本義理（むかしからの交際者）は家族全員がごちそうになり、これをナベカケズ（鍋かけず）という。」と葬式を出す当家の費用負担についても記されている [常陸太田市史編さん委員会編 1979年 538頁]。
- 13 茨城県では昭和9年度に特別助成町村の指定により、実績の上がっている更生指定町村に重点的に費用を投下した背景がある。ただし、茨城県が昭和14年度にまとめた『経済更生特別助成村の経済更生計画及其の实行費調』から特別助成金による用途を見てみると、暗渠排水、ため池の整備といった用水に関わる工事改善に費用を充てている例が大半であり、葬具の共同所有にその費用を使った特別助成町村の例はさほど多くはない。
- 14 ここまで上げた葬送習俗に関わる改善指針以外で、更生運動初年度より見受けられるものとして、放鳥、撒銭の廃止も上げられる。
- 15 葬儀に関わる酒への規制は、年始廻礼の他に、初老祝いの廃止も上げられる。「初老祝いは廃止すること 宴会は可成避け止むを得ざる場合は簡単を旨とすること」（昭和10年度 久慈郡久米村）、「…厄払いの宴は廃止すること」（昭和11年度 多賀郡高岡村）。また酒席での慣習に関して稲敷郡浮島村（昭和11年度）の計画書で「ハ、宴会の改善」の記述があり、そこで「3、献酬を行ふは衛生思想涵養の強調点と矛盾するに付之を廃止すること」と記している。同じ杯で酒を酌み交わすことを衛生の観点から廃止することを指摘している。
- 16 息栖村は「時間励行五則」「婚礼十則」「葬儀二十則」「紐解祝四則」「贈答六則」「入退宮六則」「風教維持四則」といった生活改善規約を詳細に作成し、社交

弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

儀礼に関わる生活統制を細かく指示している〔神栖町史編さん委員会編 1989年 327-332頁〕。

【表1】昭和10年度茨城県農山漁村経済更生計画書各指定町村の記載構成と生活改善事項

指定町村		(現市町 村名)	「生活改善」に関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
農村の郡					
東茨城 郡	山根村	水戸市	生活改善の項目の中で7つの小項目と各々の箇条書き。「一、時間の励行」「二、衣食住に関する事項」「三、冠婚葬祭に関する事項」「四、休業日の設定」「五、入退営に関する事項」「六、年頭の回礼廃止」「七、農家経営簿記載の励行」。	「一、本村の概況」「二、総務部」「三、経営部」「四、経済部」「五、社会教化部」の5つの大項目で構成。「三、経営部」では生産計画に関わる記述。「四、経済部」では産業組合や共同購買に関わる記述。「五、社会教化部」で「1、明確なる団体観念の養成」「2、敬神崇祖の観念養成」「3、郷土愛精神の涵養」そして「4、生活改善」で構成される。	「三、経営部」での生産計画の記述が多い。計画書末に、「経済更生計画書督励方法」の記述が6項目ある。最後の項目に「更生記念日の制定」があり、新年2月11日に更生記念日とし、村民の会合を催し、計画実行の優秀者の表彰を行う、とある。また葬儀に関する記載では行器のつきあいに関しては金銭で済ませることと記されている。
西茨城 郡	岩間町	笠間市	「三、社会教化部」の中の小項目「二、生活改善に関する事項」で6つの項目で記されている。「1、時間励行に関する事項」「2、婚礼に関する事項」「3、出産に関する事項」「4、入退営に関する事項」「5、葬儀及仏事に関する事項」「6、家庭経済に関する事項」。	「一、本村の概況」「二、経済更生計画の概要」「三、経済更生計画細目」の3つの大項目で記述。「三、経済更生計画細目」では「一、経営部」「二、経済部」「三、社会教化部」「四、実行計画部」の中項目に分けて記述。生活改善に関する記述は、「二、経済部」で節約方法に関して「三、社会教化部」の中では詳細な項目が記されている。	計画書末にある「結語」の中に「農村は其の耕耘其の経営其の生活に於いて永き因習を踏襲して時代の進運に伴はざるが故に其の改善を要する事は必至なるも唯其の叫びにして実行の伴はざる現況は共同施設共同経営の発展せぬ所以であり生活改善の實の挙らざる所以でもある」と記されている。
那珂郡	上野村	常陸大 宮市	「生活改善に関する事項」の中で「(一)婚礼」「(二)冠儀」「(三)葬儀並びに回忌供養」「四其の他の事項」に分けて記述。	「一、本村の概況」「二、計画の概要」「三、経済更生計画細目」の大項目に分けて記述。「三、経済更生計画細目」の中を「一、経営部」「二、経済部」「三、社会教化部」に分けて記述。三のなかで「一、精神作興に関する事項」「二、生活改善に関する事項」に分けて記述。	婚儀、冠儀、葬式なども過去一年間の回数を示し、節約内容を示す。たとえば「本村一カ年の婚儀数は五十回前後にして身分不相応なる支度の調度をし…」「冠儀に類する回数は本村を通じて一カ年間百五十回あるものと認められ(此の経費七〇〇〇円)…(中略)…一回に付経費の割を節約すること」「葬儀は本村中にして一カ年六十回回忌供養六十回計百二十回の執行あり此の経費概算七千二百円也…(中略)…其の割の節約をなすものとす」とある。全体の概算を示し一割は節約するようにという数値を示す。

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
久慈郡	久米村	常陸大田市	「三、生活改善に関する事項」では「(1)冠婚葬祭」「(2)葬儀」「(3)入営兵士数送迎」「(4)初老祝は廃止すること」「(5)実行督励方法」に分けて記述。	「一、本村の概況」「二、経済更生樹立の要綱」「三、経済更生計画」の大項目に分けて記述。「三、経済更生計画」では「第一、総務部」「第二、経営部」「第三、経済部」「第四、社会教化部」の中項目に分ける。「第四、社会教化部」では「一、精神の作興に関する事項」「二、其他教化に関する事項」「三、生活改善に関する事項」に分けて記述。	「(2)葬儀」の記述の中で「イ、葬儀はその字又は組合に於いて設備し共同使用すること」とある。また「(4)初老祝い」では宴会を避けるために廃止を唱えている。
	西小澤村	常陸大田市	「三 更生計画書」の中に「教化部」の項目があり、その中で「一 生活改善」「二 社会教化」「三 教育の振興」と分けて記載。「一 生活改善」では、「1、結婚式」「2、葬儀」「3、追善供養」「4、出産節句祝」「5、入営除隊」に小項目に分けて記載。「二 社会教化」では「1、時間励行」「2、国体観念の振起」「3、敬神数祖」「4、経済観念の尊重」「5、休養日の設定」に小項目に分けて記載。「三 教育の振興」では「1、社会教育」「2、衛生思想の涵養」「3、貯金の奨励」「4、農村教育施設」の小項目に分けて記述。	「一、本村の概況」「二、経済更生計画の概要」「三、経済更生計画」の大項目に分けて記述。「三、経済更生計画」では「経営部」「経済部」「教化部」と各担当に分けて記述。	「一 生活改善」の「1 結婚式」では「結婚の費用は分に応じ年取の二割以下たること」とあり、費用の目安が具体的である。「2 葬式」では「口、食事は手伝いの者に限り一汁一菜のこと」「へ、葬儀の通知は一人とし遠方場合は電報とす」とあり、葬儀に関わる者に対する無駄な（あるいは無駄とされる）行為に対し、具体的に指針を記している。
多賀郡	関南村	北茨城市	「三 経済更生計画細目」の中に「第三 社会教化部」の項目があり、その中に5つの中項目を立てその二番目「二、生活改善」の中で以下のように記載。「1、時間を遵守すること」「2、衣食住並に衛生に関する事項」「3、社交儀礼は真心を旨とすること」「4、冠婚葬祭は誠実を旨とすること」「5、兵士の送迎に関する改善」。これら5つの各小項目の中に詳細を記す。	「一、農村の概況」「二、計画の概要」「三、経済更生計画の細目」の大項目に分けて記述。「三、経済更生計画の細目」の中で、「第一 経営部」「第二 経済部」「第三 社会教化部」「第四 経済更生計画実行督励方法」と第一～第三は各担当として第四は具体的な実行方法に分けて記述。	「二 生活改善」の「一、時間を遵守すること」では「(イ)一切の集合時刻を遵守し不遅参刻者は届出ること」とあり、届出るといふ書き方は他の町村にはない記述。また「2、衣食住並に衛生に関する事項」には衛生に関する項目が細かく書かれている。要約して項目を記すと「衛生思想の普及を図る（講習会などを行う）」「住家の採光、通風、換気を十分に」「台所、便所等の改善」「衣類、寝具の日光消毒励行」「清潔法を励行」といった、家庭生活に関わる衛生の項目がならぶ。

弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」に関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
鹿島郡	息栖村	神栖市	<p>「二 計画の概要」冒頭に16の計画が箇条書きされる。その中で「一六 社会教化並生活改善」の項目が設けられる。詳細な記述においては「一六 社会教化部実行規約」として「一 精神作興」「二 生活改善」に分けて記述。「二 生活改善」では「時間励行五則」「婚礼十則」「葬儀二十則」「贈答六則」「入退営六則」「風教維持六則」と6つの項目に分けて確守事項を条文化している。</p>	<p>「一 本村の概況」「二 計画の概要」の大項目に分けて記述。「二 計画の概要」では十六項目（「一 産業組合の拡充」「二 自給肥料の増産」「三 養豚奨励」「四 二毛作地の奨励」「五 桑園改植」「六 米増産計画」「七 開墾可能地の可発」「八 薬工品の改善」「九 農家組合の拡充」「十 共同集貨場の開設」「一一 農家簿記の奨励」「一二 閑地利用」「一三 自家用醬油の醸造奨励」「一四 負債整理」「一五 貯金の奨励」「社会教化並に生活改善」に分けて記述。</p>	<p>「時間励行五則」では「三 部落集会は太鼓（又は其部落便宜の方法）を以て定時三十分前用意を報ず」と定刻前の周知を示す。また「婚礼十則」では「一〇 婚約をなすに当りてはあらかじめ本規定を先方に示し承認を求め置く外家長は招待人数及献立の概要を農家組合長其他適当と認むるものと協議し実行を確保すること」といった部落、農家組合を含めての生活改善実行が特徴。</p>
稲敷郡	奥野村	牛久市	<p>「四、農村教育部」の中に「一、精神作興」「二、生活改善」「三、農村教育の実際化」の中項目に分けて記述。「二、生活改善」では「1、時間励行」「2、冠儀事項」「3、婚儀事項」「4、葬儀事項」「5、兵士に関する事項」「6、社交事項」「7、寄付其他勧誘事項」「8、興業に関する事項」の各小項目に分け、それぞれの小項目で2～8の箇条書きに確守事項を記述。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、経営部」「三、経済部」「四、農村教育部」「五、経済更生計画実行督励方法」の大項目に分けて記述。</p>	<p>「8、興業に関する事項」では「イ、豊作祝其他の名目の下に寄付其他の勧誘ある場合は絶対に拒絶すること」「ロ、興業の爲め土地を貸与せざる事」とあり、興業芸をよぶために借金をしていた可能性が読み取れる。</p>
新治郡	美並村	霞ヶ浦市	<p>「四、経済更生計画」の中に「社会教化部」の欄に「一、経済更生実行精神の涵養」「二、学校教育経済更生計画」の中項目があり、「一、経済更生実行精神の涵養」の中の小項目に「2、生活改善に関する事項」があり、その中で「イ、時間の尊重励行」「ロ、冠婚葬祭に関する事項」に分けて記述。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、計画の樹立方針」「三、農家組合の設置奨励並に活動に関する件」「四、経済更生計画」の4つの大項目。四の中に「経営部」「経済部」「社会教化部」に分けて記述。</p>	<p>紙幅をあまり「生活改善」に割かず、経営部、経済部の記述が中心。社会教化部の記述で「学校教育経済更生計画」という小項目を立てているのが特徴。</p>

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
新治郡	葦穂村	石岡市	<p>「三、経済更生計画」の中に「三、社会教化部」の欄に「一、農村教育に関する事項」「二、生活改善に関する事項」の中項目。この中に実行方法が15項目が箇条書きで記される。実行方法の内容を簡略にまとめると「イ 結婚披露宴の簡略」「ロ 出産見舞い、節句などの祝いの簡略化」「ハ 出兵の際の衣服を新調しない」「ニ 入退宮の送迎、饂別などの廃止」「ホ 年末年始の回礼廃止」「ヘ 葬式の香典返しの廃止」「ト 葬儀の忌中払いの酒は二升以内」「チ 葬儀は部落で作り、共同使用」「リ 五カ年営利を目的とした興業はしない」「ヌ 鎮守祭礼其の他の招き合いを廃止、節約」「ル 床上げ祝いできる限り廃止」「ラ 五カ年村長許可なき寄付饂別は絶対にならない」「ワ 酒煙草節約、日掛け、月掛けの貯金奨励」「カ 時間の励行村会を模範とし公私の場合も厳守」「ヨ 日常生活用品は成るべく自給自足」</p>	<p>「一、本村の概況」「二、計画の概要」「三、経済更生計画」そして計画書末に「経済更生計画実行督励方法」(番号なし)の4つの大項目。三の中に「一、経営部」「二、経済部」「三、社会教化部」に分けて記述。</p>	<p>生活改善に関わる実行方法で「ネ 年末、年始の回礼はこれを廃止し、本村を北部、中部、南部に分け毎年舊(旧)一月元日を期し学校に集まり一人金十銭位の会費を以て年始会をなすこと。」とある。旧元日の実施や、行政的に年始会を組織化している点が特徴。</p>
筑波郡	小張村	つくばみらい市	<p>「五、社会教化部」の中に「一、生活改善」「二、精神教育の徹底」「三、小学校教育の農村化」「四、青年学校教育の振興」「五、農村文化の建設」「六、経済更生計画実行督励方法」の中項目。「一、生活改善」では、8つの小項目を設け各小項目に2～5の箇条書きが記される。小項目は「1、時間を確守すること」「2、冠儀に関する件」「3、入退宮に関する件」「4、婚儀に関する件」「5、葬儀に関する件」「6、社交儀礼に関する件」「7、祭事仏事に関する件」「8、衛生に関する件」</p>	<p>「一、本村の概況」「二、目標」「三、経営の部」「四、経済の部」「五、社会教化部」の5つの大項目。「更生計画」という大項目ではなく、各部所掌ごとに記述。</p>	<p>「4、婚儀に関する件」では「ロ、酒食を強ふる習慣を改良すること」とあり、婚姻儀礼での飲食に何かしらの習慣があったと推測される。また「6、社交儀礼に関する件」では「ロ、従来の年始回礼を廃止し、各部落毎に新年宴会を開催し諸般の協議をなすこと 宴会は務めて簡素にすること」とある。新年会の場で行政的に割り振られた単位で、協議を行うよう求めたことが推測される。</p>



弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」に関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
真壁郡	嘉田生崎村	筑西市	<p>「三、経済更生計画」内にある「三、社会教化部」の中に「一、農村教育に関する事項」「二、生活改善に関する事項」の中項目。</p> <p>「二、生活改善に関する事項」実行方法が記され、13項目にわたり簡条書きがされる。要約して記すと「イ 時間の確守」「ロ 結婚式はできるだけ簡略に」「ハ 出産見舞い節句紐解きは近親者に限り簡略に」「ニ 装丁の検査、出兵の際は別に衣服を作らない」「ホ 入退營の送迎は鎮守で行い除隊の土産物は禁止する」「ヘ 年末年始の回礼は近親者に限る」「ト 葬儀では香典を廃止する」「チ 葬儀の際の忌中払いの酒はできるだけ節約」「リ 葬具等も実質を旨とし虚飾に流されない」「ヌ 5年間は営利を目的とする興行は行わない」「ル 鎮守祭礼其の他招き合いを廃止できるだけ節約」「ラ 酒煙草節約、貯金の励行」「ワ 日常生活用品は自給自足、やむを得ない場合は共同購入で」。</p>	<p>「一、本村概況」「二、計画の目標」「三、経済更生計画」「四、経済更生計画実行督励方法」の4つの大項目。三の中に「一、経営部」「二、経済部」「三、社会教化部」に分けて記述。</p>	<p>「ル 鎮守祭礼其の他招き合いを廃止できるだけ節約」とある。</p>
	大村	筑西市	<p>「三、経済更生計画」の大項目にある「二、農家経済に関する事項」の中項目に「ホ、生活改善」の小項目があり、以下の7つの項目を節約費用と合わせて記述。(1)家計費節約、被服費節約計画(2)飲食費節約計画(3)交際費節約計画(4)婚儀葬費節約計画(5)入營及び除隊兵費節約計画(6)葬儀節約計画(7)冠儀計画。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、本村経済更生計画概要」「三、経済更生計画」の4つの大項目。三の中に「一、農家生産物増殖に関する事項」「二、農家経済に関する事項」「三、社会教化に関する事項」「四、督励実行方法」に分けて記述。生活改善事項は二の農家経済に関する事項に記述。</p>	<p>生活改善に関わる記述は、農家経済に関する事項に置いて節約目標額の数値と合わせて表で記述される。(6)葬儀節約計画において「字内又は区内区の香典は学齢者は無香典 十五歳未満は十五銭 十五歳以上は参拾銭とし香典返は廃止し他客と雖一品とすること」と金額設定が具体的に記される。</p>
結城郡	宗道村	下妻市	<p>「三、経済更生計画」の大項目にある「二、社会教化部」の中項目。その中に「二、生活改善事項」の小項目があり、以下の4つの項目「1. 時間確守励行をなすこと」「2. 冠儀葬祭を節約すること」(この中に6つの事項を簡条書き)「3. 兵士の餞別金及除隊土産を廃すること 農繁期には出兵者家庭に一戸一人宛手伝をなすこと」「4. 保健衛生思想の普及に力むること」(この中に4つの事項を簡条書き)</p>	<p>「一、本村の概況」「二、経済更生計画の理由」「三、経済更生計画」の大項目に分けて記述。「三、経済更生計画」では冒頭に大綱と実行組織の記載のあと「二、経営部」「ママ。一が欠落冒頭の記述が一と推測」「二、社会教化部」「ママ」に分けて記述。</p>	<p>生活改善事項の記述では、保健衛生思想の記述が他よりも具体的に記される。「イ、各字に救急薬を備付おく(費用は同情金による)」「ロ、農村茶養改善に努むること(観音講、庚申講を利用)」「ハ、救急療法を一般へ普及させる(一般家庭に)」「ニ、井戸、井戸流を改善すること」「ホ、便所肥料堆積所の改善」</p>

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」に関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
猿島郡	桜井村	古河市	「三 経済更生計画」の大項目にある「第三 社会教化部」の中項目。その中に「二、生活改善に関する事項」の小項目があり、以下の3つの項目「1、時間の励行」「2、社交儀礼の改善」「3、農家簿記記入の奨励」	「一、本村の概況」「二、計画の概要」「三、経済更生計画」の大項目に分けて記述。「三、経済更生計画」では「第一部 経営部」「第二部、経済部」「第三部、社会教化部」と各担当に分けて記述。報告書末に「実行促進に関する事項」を補足的に記載。その中で「一、農家組合の設置促進」「二、計画の趣旨徹底方法」を記す。	「2、社交儀礼の改善」では「口、冠履」において「出産、節句、七五三等の祝は長男長女と限定し」とあり、長男だけでなく第1子という枠で節約するように記している。
北相馬郡	高井村	取手市、守谷市	「二 経済更生計画」の大項目にある「三、社会教化部」の中項目。その中に「三、生活改善に関する事項」の小項目があり、以下の5つの項目「1時間励行」「2婚礼」「3葬儀」「4兵士の送迎に関すること」「5冠履に関する事項」。5つの各項目ごとに2~7つの箇条書き項目をイ、ロ、ハ、と順に並べて記載。	「一、本村の概況」「二、経済更生計画」「四、経済更生計画実行督励方法」(三はなく四の誤植と思われる)に分かれ、「二、経済更生計画」では「一、経営部」「二、経済部」「三、社会教化部」に分けて記述。	2婚礼では「ハ、時間を守り婚礼の式宴は徹夜にわたる弊習を改めること(媒酌人の協定を要し各町村の連絡を必要とす)」と記され婚礼儀式の弊習を徹底的にやめるよう指導する姿勢が見える。また3葬儀では「イ、葬儀冗費節約を旨とし、二、三日を一日とすること」とあり、具体的な節約方法を指示している。
農山村の郡					
東茨城郡	西郷村	城里町	「四、経済更生計画実行案」の大項目にある「四、社会教化部」の中項目。その中に「二、生活改善方面に関する実行計画」の小項目があり、「1時間励行に関する改善実行事項」「2婚礼に関する改善実行事項」「3葬儀に関する改善実行事項」「4贈答についての改善実行事項」「5入退営兵送迎に関する改善実行事項」が記される。各項目4~8の箇条書きで1、2、…の順に実行事項が記される。	「一、本村の概況」「二、経済更生樹立を必要とする理由及目的並に主要事項」「三、経済更生計画」「四、経済更生計画実行案」に分かれ、「四、経済更生計画実行案」では「一、総務部」「二、経営部」「三、経済部」「四、社会教化部」に分けて記述。	2婚礼に関する改善事項では「1、…結納は年収の5分以内、調度品は年収の3割以内に止むること」「3、女子青年団等においては式服を持参することを廃止し共同式服の調製をなし調度費の節約をはかること」「7.式中に於ける着替えの習慣は廃止すること」とあり、指針が具体的である。
那珂郡	長倉村	常陸大宮市	「三、長倉村経済更生計画実行案」の大項目にある「四、社会教化」の中項目。その中に「二生活改善」の小項目があり、「1、生活資料の自給並に共同購入」「2、共同設備の普及」「3、儀礼社交の改善」「4、家計簿記帳の励行」が記される。各項目にイ、ロの順に箇条書きで実行事項が記される。ただし「3、儀礼社交の改善」では「口、冠婚葬祭」でさらに7つの実行案の箇条書き、「ハ、兵士の送迎に関する事項」で4つの箇条書き「二、其の他」で2つの箇条書きが記される。	「一、本村の概況」「二、計画の概要」「三、長倉村経済更生計画実行案」にわかれ「三、長倉村…」では「一、農業経営の改善」「二、林業改善」「三、生産物販売改善」「四、社会教化」「五、経済更生計画実行に依る利益計算」「六、経済更生計画実行督励方法」に分けて記述。	「二生活改善」にある「2、共同設備の普及」では「イ、共同農具の奨励」「ロ、婚礼衣装、葬具」とあり、農具の共同及び婚礼衣装の共同化は他の更生計画書にはあまりない事例。

弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
行方郡	玉川村	行方市	<p>「二、経済部」の中にある「五、生活改善」および「三、社会教化部」の中に「二、生活改善に関する事項」に記載。前者では6項目の箇条書きで以下の点を記す。「1、家計簿の使用による経済観念の涵養」「2、時間確守」「3、結婚式の費用は身分相応に切り下げる」「4、葬儀は相互扶助の精神の発揚を」「5、入退宮兵士は精神的に歓迎」「6、社交儀礼は形式を避け実質を本意に」とある。後者は実行事項として6つの項目とそれぞれに1～4の箇条書き項目。「1衣食に関する事項」「2冠儀に関する事項」「3祭葬儀に関する事項」「4入宮除隊に関する事項」「5時間励行に関する事項」「6貯金の奨励」</p>	<p>「一、本村の概況」の大項目のあと二、経済更生計画という大項目はなく、いきなり「一、経営部」「二、経済部」「三、社会教化部」に分けての更生計画が記されている。</p>	<p>「三、社会教化部」にある「二、生活改善に関する事項」では、「簡素にして而も人情厚き農村生活の特色なり然れ共現時農村の生活は極めて複雑多岐に亘りて農村本来の生活に悖るもの少なからず、然も之等幾多の困習久しき容易に排除すべきものあらざれば村民相協力し村民相互の生活上の無駄を排除し農村本来の新たな生活様式を工夫し実行し生活の改善を期せんとす」と冒頭に記載。今行われている社交儀礼の新たな枠組みを作ること求めている記述といえる。</p>
稲敷郡	安中村	美浦村	<p>「三、社会教化部」の中にある「二、生活改善」に記載。以下7項目それぞれにイ、ロ、ハの順に箇条書きに実行事項が記される。「1、時間励行」「2、衣食住に関する事項」「3、冠儀に関する事項」「4、婚儀に関する事項」「5、葬儀に関する事項」「6、祭儀に関する事項」「7、入退宮に関する事項」</p>	<p>「一、本村の概況」「二、目標」「三、経済更生計画」「四、経済更生計画実行督励計画」の4つの大項目に分けて記述。三の中で「一、経営部」「二、経済部」「三、社会教化部」に分けて記述。</p>	<p>「1、時間励行」では「時間を空費する弊風を打破し村会を模範とし各種会合の時間を厳守すること」とあり、村会の開始時間が確守の目安として記されている。また「2、衣食住に関する事項」では「ハ、煙草は巻煙草を節約しきざみ煙草とすること」とあり、禁煙の奨励ではなく巻煙草の節約にふれている。</p>

【表2】昭和11年度茨城県農山漁村経済更生計画書各指定町村の記載構成と生活改善事項

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」に関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
東茨城郡	下中妻村	水戸市、笠間市	<p>「第四 教化部」の中にある「社会教化実施計画」に「二、生活改善」の項目。この中に以下の7つの小項目と細かく実施事項が1、2、3…の順で各小項目単位で1～9項目で記される。7つの小項目は「一、時間励行」「二、衣食住に関する事項」「三、冠婚に関する事項」「四、葬祭に関する事項」「五、其の他の儀礼に関する事項」「六、家計簿の記入励行」「七、保健衛生に関する事項」。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、経済更生計画実行案」「三、経済更生計画実行に依る利益計算」「四、経済更生計画実行の督励方法」の4つの大項目。「二、経済更生計画実行案」のなかで「第一 総務部」「第二 経営部」「第三 経済部」「第四 教化部」の中項目に分けて記述。</p>	<p>「第四、教化部」の「二、生活改善」では「一、時間励行で「1 時報機の設置」「2 なるべく時計の設備を戸別的に（時の正確）」とあり、時報機、時計の設置推進が書かれてあるのは特徴的。また「五、其の他の儀礼」に関する事項では、「一、年始回礼の廃止 年賀は元日神社に於て元旦祭を執行し神酒に依り回礼を廃止すること」とあり、年始回りの廃止と元旦祭の徹底がはかられている。</p>
西茨城郡	北川根村	笠間市	<p>「第三 教化部」冒頭に「昭和十一年度の努力点は左記の事項を目標として…」と記し、8項目の方針をが書かれてあり、生活改善に関わる項目は第7番目の項目に記される。ここで16の箇条書きで目標の項目が記される。「1 予算生活と現金支払の励行」「2 共同購入の奨励」「3 冗費の排除」「4 衣食住の改善」「5 保険衛生の重視」「6 家庭精神の指導」「7 婦人の自覚を促す」「8 農村行事の強調」「9 共済協同の強調」「10 社交儀礼の改善」「11 時間の励行」「12 記帳生活の奨励」「13 迷信の打破」「14 農村娯楽と趣味の養成」「15 公休日の制定」「16 更正(ママ)計画の趣旨徹底」。</p> <p>ひきつづいて「実行の方法及目標」「生活改善に関わる事項」が記される。「生活改善に関わる事項」では「一、冠婚葬祭」「二 入退営兵送迎の件」「三 自家用醬油の醸造奨励と屑藪整理」の3項目毎に、イ、ロ、ハ…の順で各項目に箇条書きで確守事項が記される。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、経済更生計画実行案」「三、経済更生計画実行に依る増収及節約高」「四、経済更生計画実行の督励方法」の4つの大項目。「二、経済更生計画実行案」の中で「第一 経営の部」「第二 経済部」「第三 教化部」の中項目に分けて記述。</p>	<p>「第三 教化部」で記された「生活改善に関する事項」にある「一、冠婚葬祭」のイ～ヌまでの10項の確守事項のうち8項が葬祭に関わるもの。特に「ホ、葬祭の贈物は金銭穀類に止め菓子行器等は之れを廃すること」「ヘ、葬儀通知は脚夫を廃止し郵便を以て行ふこと」「ト、酒代は全部組合に寄付し之れを積立つものとす」「リ、七日目は葬儀翌日とし近親及隣家に止め最も質素を旨とすること」「ヌ、灯笼立てと称し多数集合懇応をなすことを廃すること」の5つの項目は北川根村の葬送習俗に踏み込んだ具体的な指針といえる。</p>

弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
那珂郡	五台村	那珂市	<p>記載箇所は2箇所ある。ひとつめは「第二 教化部施設」に「六、指導要領」があり、その中に7つの項目がありそのうち「5 生活改善の徹底」が書かれている。その中に10項目の確守事項が羅列してある。「太陽暦の使用徹底」「時報機据付」「栄養献立表の利用」「贈答品の改善」「冠婚葬祭の改革」「台所改善の励行」「廃物利用の工夫研究」「映画教育実行」「全村慰安日の設定」「娯楽施設の充実」が記される。もう1ヶ所は「第五 社会部」の中に2つの項目があり「一、生活改善に関する事項」が記され、5項目に分けて詳細に確守事項が記される。「1、祝祭休日の設定」「2、時間の励行」「3、儀礼の改善」(この中に「婚儀」「二、葬儀」)「4、入退営歓送迎」「5、其他社交儀礼」が記される。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、経済更生計画案」「三、経済更生計画実行督励方法」「四、経済更生計画実行五ヶ年後に於ける利益計算」の4つの大項目。「二、経済更生計画案」の中では「第一 総務部」「第二 教化部施設」「第三 経営部」「第四 経済部」「第五 社会部」の中項目に分けて記述。</p>	<p>「第五 教化部」内の「3 儀礼の改善」にある「(一)婚儀」では、「…式後婚家に於て祝杯を交換するに止めぬの翌日隣家親族の「主婦を招き茶の会を催す但し孰れも引物見舞廻り及衣裳の着換掛は廃止す」とある。連続した婚儀が慣習になっていたものに簡素化を促す記述。また「二、葬送のなか」に「二、忘日祭(七日、三十五日、百ヶ日)等の墓参は隣家親族に限るも之に対しても赤飯、菓子など特別茶菓を準備せざること」とあり、供養の各段階で出費を伴う慣習に歯止めをかけようとしている。</p>
久慈郡	染和田村	常陸太田市	<p>「二、経済更生計画実行案」に「第四 教化部」の記述があり、その中に「四、生活改善に邁進す」の項目がある。そこに「1、生活の合理化」(この中に「一、時間の励行、(二)予算生活の励行」)「2、儀礼の改善」(この中に「(一)婚儀に関する件」「二、葬儀に関する件」「三、入退営歓送迎に関する件」「四、社交儀礼に関する件」「五、衣食住に関する件」)「3、保健衛生」「4、営業改善」の賞項目が記される。その小項目にイ、ロ、ハの順に箇条書きで実行内容が記される。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、経済更正(ママ)計画実行案」「三、経済更生計画実行による利益計算」「四、経済更生計画実行督励方法」の4つの大項目。「二、経済更正(ママ)計画実行案」の中で「第一 総務部」「第二 経営部」「第三 経済部」「第四 教化部」の中項目に分けて記述。</p>	<p>「2、儀礼の改善」における「(一)結婚式に関する件」では「ロ、結婚費のために負債をなすが如き事はなざること」とあり、負債をする結婚式の歯止めを記している。また「(二)葬儀に関する件」では「ロ、葬具調度は可成部落単位に備ひ共同利用の途を講ずること」とあり、具体的な費用軽減の方法が記される。「(三)入退営歓送迎に関する件」でも送迎の宴を廃することが書かれてあるが、「ト、戦時事変は之の限りにあらず」とあり、平時の入退営の区別を記しているところは他の計画書にはない記述。</p>

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
多賀郡	高岡村	高萩市	<p>「二 計画の概要」の中に経済更生計画実行案が記載され、その中の「第三 社会教化部」の中に「二、生活改善」の中項目が記載される。その中に「1、生活資料の自給並に共同購入」「イ 自家用味噌、醤油など農産加工品の普及」「ロ 農家組合購買部設置」および「2、儀礼社交の改善」「イ 時間励行」「ロ 冠婚葬祭」「ハ 兵士の送迎に関する事項」「ニ その他」」「3、家計簿記帳の励行」が記載される。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、計画の概要」の大項目で「二、計画の概要」冒頭の概要記述のあと「経済更生計画実行案」と記され、「第一 経営部」「第二 経済部」「第三 社会教化部」「第四 経済更生計画実行に依る利益計算」「第五 経済更生計画実行督励方法」の5つの中項目に分けて記述。</p>	<p>「2、儀礼の改善」の中の「ニ その他」では2つの実行項目が記され「一 年賀回礼を廃し、神前等に於て简单なる年賀会催すこと」「二 厄払いの宴は廃止すること」とある。年賀回礼の廃止は多くの計画書でも見かけられるが、神前にて年賀会を行うなど形式が具体的に指示されている点に特徴がある。また厄払いの宴の廃止は初老祝いの廃止と同じで、はっきりと廃止の記述がある点特徴的。</p>
鹿島郡	徳宿村	鉾田市	<p>「三 教化部」の中に「三 生活改善」の中項目が設けられ、そのなかに「(-)冠婚葬祭の改善」「(二)貯蓄心の涵養」「(三)予算生活の奨励」「四娯楽の施設」の小項目が記される。(一)(二)ともに経費の節減目標が数値で記され、具体的な儀礼上の改善指針は記されていない。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、総務部」「三、教化部」「四、経常部」「五、経済部計画」の順に記される。</p>	<p>「三、生活改善」にある「四娯楽の施設」では、「全村和合借楽の気分を作り慰安と親和とを兼ねて一層更生運動を鼓舞し、純風美俗の養成、清操の陶冶に資せんとす 実際の施設 花見会、運動会、収穫税、鎮守祭、余興、映画界、会食、ピクニック各種発表会等」とある。新たな村民の行事を整備しようとする記述であり、また計画書の中には旧習に関する指摘は記されていないのが特徴。</p>

弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
行方郡	大和村	桜川市	<p>「四、社会教化部」の中に「二 生活改善を行ふこと」の中項目が設けられ、その中に「(一)衣食に関する事項」「(二)儀礼社交に関する事項」「(三)家計簿使用普及を図ること」「(四)体育衛生思想の普及改善」の4つの小項目が記され、それぞれに実行事項が箇条書きで記される。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、総務部」「三、経営部」「三(ママ 四)の誤植、経済部」「四(ママ 五)の誤植、社会教化部」「五(ママ 六)の誤植、経済更生計画実行に依る利益計算」「六(ママ 七)の誤植 経済更生計画実行督励方法」の順に記される。</p>	<p>「二、生活改善を行ふこと」にある「(一)衣食に関する事項」に「3 酒、煙草等の嗜好品は2/3額に節約すること」とあり、家計調査の結果から節約目標を示していることが伺える。また「(二)儀礼社交に関する事項」にある「3 入営、除隊に関する事項」では「イ 送迎は各字の鎮守社前に集合し精神的厳正に挙式し当家へ立寄らざること」「ロ 入営、除隊ある部落に於て組内、同窓会、軍人会各班青年支部等送別歓迎会は従来の如き虚栄を改め各字に於ては一戸二十銭の会費を徴収して其の費用に充つこと」とあり、入隊営の会合に関して具体的な運営方法が出されている。また「六、経済更生計画実行督励方法」の中で「七、更生記念日の設定」があり、「毎年六月二十七日を更生記念日と定め町村民全体の会合を催し前年中の更生計画実行の成績を発表し各自反省研究の資とし更に其の年に於ける実行事項を説明して一般の奮起を促すこと」とあり、更生計画実行の村民上げでの確認と実行を促している。</p>

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
稲敷郡	浮島村	稲敷市	<p>「第四、社会教化部」の中に「三、生活改善」の中項目が設けられ、「従来の農民生活は実に不規律にして不経済非衛生のことが頗る多い之等を改善して規律あり節制ある生活を営み、無駄を省いて冗費を減じ保健の方法を講じて健康の推進を図り以て能率の向上を図ることは、農村更生の一端たることは疑いを要せざることである」と冒頭で記した後に以下の項目毎に実行事項を箇条書きする。「1、衣食住の改善」「2、衛生思想の涵養」「3、醇風美俗の発揚」「4、社交儀礼の改善」「5、入退営に関する事項の改善」「6、時間勵行の強調」「7、訪問様式の改善」「8、公衆作法の強調」「9、農村娯楽の改善」「10、迷信の打破」。「4、社交儀礼の改善」では「イ 冠婚儀式の改善」「ロ 葬儀の改善」「ハ 宴会の改善」「ニ 贈答に関する改善」の4つに複数の実行事項が箇条書きで記される。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、経済更生目標」「三、経済更生計画」「四、経済更生計画実行案」「五、経済更生計画に於ける収益見積」「六、経済更生計画実行督励計画」の項立て。「三、経済更生計画」の中に「第一、総務部」「第二、経営部」「第三、経済部」「第四、社会教化部」に分けて記される。</p>	<p>「三、生活改善」の中に「3、醇風美俗の発揚 イ、農村行事の保存 ロ、共済協力の強調」とあり、具体的な習俗にはふれていないが、旧来の慣習の中で残すべきものについて言及。また「4、社交儀礼の改善」「イ、冠婚儀式の改善」の中で「〔c〕結婚式其の他の行事は必ず其の日の中に終了すること、婚約の際は双方の健康状態を調査すること」とあり、生活改善運動で提案される相手方の健康状態確認の奨励の影響を感じる。また「〔F〕(前略)組解の式服は学校服を以てなすこと、組解祝(陰曆十一月十五日)には共同宮参りを行うこと」とあり、具体的な組解祝への記述。また「ハ、宴会の改善」では「3、献酬を行ふは衛生思想涵養の強調点と矛盾するに付之を廃止すること」とあり、酒席での慣習に言及している。そして「10、迷信の打破」では「イ、迷信を科学的に研究すること」「ロ、苟も農村發達、農家更生上に妨げある迷信は断然之を打破すること」と記され具体的な迷信にはふれていないが、項目を立てて迷信の否定を提唱している。</p>



弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
新治郡	懸瀬村	石岡市	<p>「第四 社会教化部」の中に「二、生活改善に関する事項」の中項目が設けられ、「農村に於ける生活は各方面に汎り(ママ)幾多改善すべき点少なからず、殊に最近益々其弊多きを認むるは頗る遺憾とするところなり然るに一般の村民が同様にこの弊害を認めつつも尚永年の因習を改め得ざる現状なり…(後略)」と記された後に実行方法が記される。実行方法は「1、婚儀に関する事項」「2、冠儀に関する事項」「3、葬儀に関する事項」「4、祭壇に関する事項」「5、贈答に関する事項」「6、兵士の送迎に関する事項」「7、衣食住に関する事項」「8、其他一般事項」の8つ各々に、イロハ…の順で具体的な実行事項を記す。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、経済更生計画」「三、経済更生計画の実行督励方法」「四、経済更生計画実行に依る増収計算」の項立て。「二、経済更生計画」の中に「第一、総務部」「第二、経営部」「第三、経済部」「第四、社会教化部」に分けて記される。</p>	<p>「第四 社会教化部」のなかの「一、精神の作興」のなかで「3、郷土愛の精神強調」のなかで「郷土の先賢を尊敬し郷土の風色を愛し、常に郷土のために犠牲、精神を致す美風を作ること」とあり、新たな習慣の創成をめざしている。また「6、趣味及娯楽の純化」として「農村の民謡、舞踊を改善、助長し地方色豊かなる趣味娯楽を勤め民風の改善に資することを要す」とあり、種々芸術的娯楽の姿容に対して風紀との関わりで述べている。また「二、生活の改善」では「6、兵士の送迎に関する事項」で「イ、送迎は宴会を廃し茶話会とすること」とあり、酒類が出ることを明確に否定している。また生活改善に関わる記述の末尾には「右事項は毎戸に徹底せしめ之が実行を誓約する為署名捺印するものとす」とあり、生活改善事項を努力目標から文書化したかたちで徹底をはかっている。</p>
真壁郡	雨引村	桜川市	<p>「第四、教化部」の冒頭に「協和の花を美しく筑麗の野に咲かして我等待望の楽園を建設することでなければならぬ」特に生活改善でふ全村民の一致協力を求むべき生活、更生維新に直面してはそれが必然の叫であるべきだと記される。そのあと「二生活改善(分度生活完費節約)」の中項目が設けられ、「1、婚礼」「2、入退宮」「3、出産其他」「4、葬儀」「5、其他」に分けて記述。その各項目ごとにイ、ロ、ハ…の順に具体的な実行事項を記す。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、経済更生計画の概要」「三、経済更生計画」「四、経済更生計画実行督励方法」「五、計画五ヶ年による利益金」の5つの大項目。「三、経済更生計画」では「第一、総務部」「第二、経営部」「第三、経営部」「第四、教化部」に分けて記される。</p>	<p>「二生活改善(分度生活完費節約)」の中にある「5、其他」で「ハ、年賀合同祝賀年始廻礼廃止」「二、本村各字鎮守の例祭日統一、十一月二十三日」「ホ、祇園祭の統一」とあり、祭礼関係の村内統一を大がかりで行うことを明示している。</p>

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
筑波郡	福岡村	つくばみらい市	<p>「第四、教化部」にある「A 社会教化」の「五、生活改善」の中で前文として以下のことが書かれる。「生活改善は農村更生上の重要関心事なるを以て、時代の趨勢に伴ひ数年前より各家庭、各種団体に於いて夫々自覚的に実行し着々改善の緒に就きつつありと雖も因習の久しき為不合理なるもの陋習と認めらるるもの依然社会的に個人的に生活に浸潤して尚改善を要する部面数少なからず、(後略)」と記し、実行の徹底をまずは記している。そのあと改善実行要目として「(一)、衣類の関する事項」「(二)、飲食物嗜好品に関する事項」「(三)、住居に関する事項」「(四)、生活資料の自給並びに共同購入」「(五)、共同設備」「(六)、貯金の励行」「(七)、予算生活の実行と家計簿の記入」「(八)、時間励行」「(九)、社交儀礼に関する事項及公休日其他に関する事項」が記され、各項目ごとに具体的な実行内容が記される。そのあとに「改善実行方法」を設け2項目に分けて具体的な実行方法を記す。また計画書末に「福岡村公私経済緊縮委員会申合規約」が掲載され、生活改善に関わる具体的な実行事項が掲載されている。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、経済更生計画樹立実行組織」「三、経済更生計画実行督励方法」「四、更生計画実行に依り収入増加一覽」そして計画書末に「福岡村更生総合共進会規程」「福岡村更生総合品評会審査細目」「保証責任 福岡村信用販売購買利用組合土地利用規程」「福岡村公私経済緊縮委員会申合規約」が掲載される。「二、経済更生計画樹立実行組織」の中で、「第一、総務部」「第二、経営部」「第三、経済部」「第四、教化部」に分けて計画実行内容を記載。</p>	<p>「第二、経営部」の中で「七、共同作業場の設置」が記され「各農家組合に於て共同作業場を設け(十三ヶ所)共同作業による共同精神、共同労作の専きことを知らしめ組合団結の要素たらしむ(後略)…」とあり、協同労働を促しているところが伺える。</p>

弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
結城郡	豊田村	常総市	<p>「第四、教化部」の中に「四、生活改善に関する計画」の項目に「(一)生活改善事項」として以下小項目を記す。「1、時間励行と来会義務の遂行」「2、冗費節約」(この中に「(1)冠婚葬祭の旧弊打破」「2)葬儀の旧弊改善」「3)入退営」「4)各種宴会」「5)紐解き祝」「6)祭礼私事」「(7)年賀」「8)誕生、節句」の8項目。それぞれに実行事項はイロハの順に記される。)</p>	<p>「一、本村の概況」「二、計画の目標主要事項」「三、経済更生実行案」「四、経済更生計画実施による利益計算」「五、経済更生計画実行督励方法」の5つの大項目。「三、経済更生実行案」の中に「第一、総務部」「第二、経営部」「第三、経営部」「第四、教化部」に分けて記述。この中で「第一、総務部」において「二、移民計画」が具体的に明文化される。「本村に於ける人口は毎年三十余人の自然増加を見るも耕地の狹隘より農耕に従事するもの殆ど無く他に職業を求め向都離村の現況に鑑み国策として実行せる満州移民を極力奨励し北満の沃野に第二の豊田村建設を企図し毎年過剰人口の昇率は移民に振向け十五ヶ年内に一百五十戸を移植せんとす」と記され、積極的な移民計画が記された計画書でもある。</p>	<p>「第三、経営部」の中に「六、共同葬具設備」の記述あり。「…(前略)本村にては風習に依り競争的に葬具に多額の費用をかけ之が為莫大の経費を費す處少なしとせず依って本村の各部落に共同葬具を設備し葬儀費の減少を期す」とあり、経営部所掌の中に葬具の共同化のことに言及されている。また「二、計画の目標主要事項」の大項目に記載された「(五)社会教化」の中で「即ち精神的に根本から革新し総ての陋習を捨て真実な郷土人となり大和民族の特有たる一大勇猛心を發揮し祖先伝来の此郷土をして理想郷たらしめんには各々が其の本分を全ふるにありと信す」と示し、陋習の打破による郷土人としての心構えを説いている。また前後して「(三)生活改善」の中で「(前略)収支の均衡相伴はざる現況に於ては第一に村民(特に婦女子)の自覚を促し自給生活の拡充に重点を置き冗費の防止を行ひ予算生活の普及に努め家庭生活の合理化を計らんとす」とあり、冗費の節約に婦女子の活動を期待している点が読み取れる。</p>
猿島郡	生子菅村	坂東市	<p>「第三、経済部」および「第四、社会教化部」の両方に記述。「第三、経済部」では「四、生活の改善」の項目を設け、冠婚葬祭各々の5ヶ年各年度ごとに節約額の目標数値を記入。その後で実行方法を17項目に箇条書きで記す。また「第四、社会教化部」では「二、生活改善に関する事項」の項目を設け「1、時間励行」「2、生活改善」の記述を各項3、4行で簡略に記述。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、計画の概要」「三、計画の細目」「四、計画実行に依る利益」「五、計画実行督励に関する事項」の5つの大項目。「三、計画の細目」は「第一、総務部」「第二、経営部」「第三、経済部」「第四、社会教化部」に分けて計画を記述。</p>	<p>「第三、経済部」「四、生活改善」の実行方法に記述に「3、狸のぼり、破魔弓、ひな人形の贈答を廃止すること 旧慣により廃止不能な場合は金銭に改め当家に於て総金額の三分の一以内を以て祝品を購入し残三分の二以上を本人の貯金とし出生の届出と同時に貯金の申込をなすこと」とあり、具体的な子供の祝いに関わる儀礼の指針を示している。</p>

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名				
北相馬郡	文間村	利根町	<p>「第四、教化部」の中に「二、生活改善」の項目を設け、冒頭に「農家実行組合、戸主会等を主として連絡改善案実施に当たるものとす」とあり、実行事項の徹底を組織をあげて行うことが記載された後以下の3つの項目に分けて実行事項を記す。</p> <p>「(一) 家政の改善計画」「(二) 社会生活の改善」「(三) 社会改善施設の改善並びに推進」の各項目に1、2、3の順に実行事項を記し、必要に応じ実行事項の細目をイロハの順でさらに細かく記載する。</p>	<p>「一、本村の概況」「二、経済更生計画の目標」「三、経済更生計画実行案」「四、経済更生完成後に於ける利益金」「五、経済更生計画実行督励方法」の5つの大項目。「三、経済更生計画実行案」の中は「第一、総務部」「第二、経営部」「第三、経済部」「第四、教化部」に分けて計画を記述。</p>	<p>「第三、経済部」「一、貯金の奨励」の中で「3、仏前貯金」で「主婦を中心として毎朝各戸に於て一日分の飯米中より一定の容器に白米を容れ仏前に供へ之を不動講又は観音講等に持寄り換金し貯金をなさしめること」とあり、講を使った貯金の奨励が記される。また更生記念日に関しては大項目「五、経済更生計画実行督励方法」に記載、「八、更生記念日 毎年二月十一日を更生記念日と定め当日は村民毎戸農産物を持ち寄り神前に供陳し執行し村民の慰安記念日と定め更生意識の更新を図ること」と定める。</p>